

福岡県児童福祉法施行細則の一部改正案の概要

1 理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）の制定による児童福祉法施行規則の一部改正等に伴い、福岡県児童福祉法施行細則（昭和 28 年福岡県規則第 59 号。以下「細則」という。）において新たな届出の様式を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

2 細則の一部改正案の概要

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 7 の 2 第 2 項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業の届出に係る様式を定めるもの。
- ・ 法第 34 条の 7 の 2 第 3 項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業の届出事項の変更の届出に係る様式を定めるもの。
- ・ 法第 34 条の 7 の 2 第 4 項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業の廃止又は休止の届出に係る様式を定めるもの。
- ・ 法第 34 条の 7 の 5 第 2 項の規定による妊産婦等生活援助事業の届出に係る様式を定めるもの。
- ・ 法第 34 条の 7 の 5 第 3 項の規定による妊産婦等生活援助事業の届出事項の変更の届出に係る様式を定めるもの。
- ・ 法第 34 条の 7 の 5 第 4 項の規定による妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出に係る様式を定めるもの。
- ・ その他所要の規定の整備を行うもの。

3 施行期日

意見公募後、速やかに公布・施行する。